号外第十九号

 \exists

令和六年

五月十七日

金

曜

目 次

告

○山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例に基づく区域等の指定………一 示

示

告

山梨県告示第百三十二号

ら適用する。 定により、富士山吉田口県有登下山道の区域等を次のとおり定め、令和六年七月一日か 下「条例」という。)第四条、第六条、第十一条第一項、附則第六項及び別表備考の規 山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例(令和六年山梨県条例第二号。以

令和六年五月十七日

富士山吉田口県有登下山道の区域

山梨県知事

長

崎 幸 太郎

区域、地点Cから地点Dまでの区域及び地点Eから地点Fまでの区域とする。 富士山吉田口県有登下山道の区域は、 次の図に実線で示す地点Aから地点Bまでの

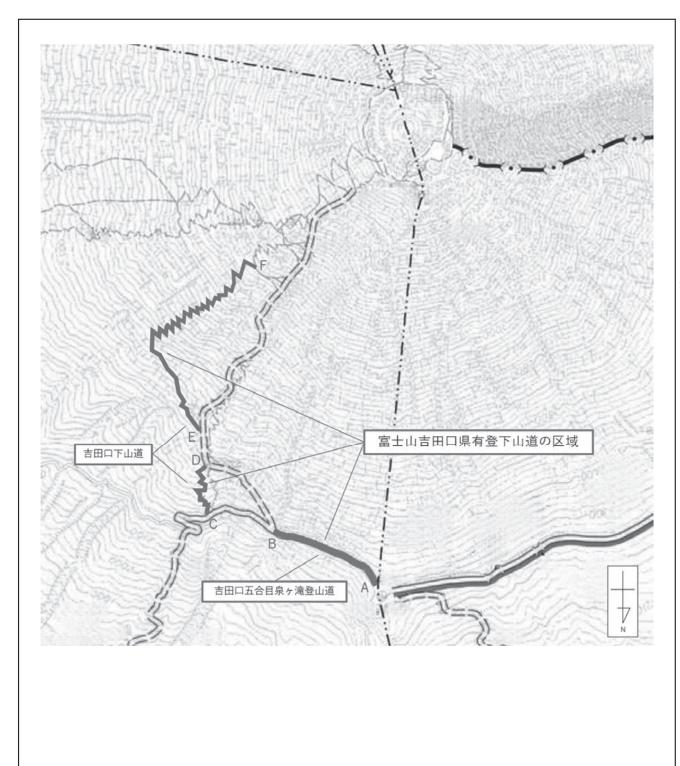
号 外 第十九号 令和六年五月十七日

Щ

梨 県

公

報



山梨県

